

会話しただけで犯罪に!? 監視される社会

—— 共謀罪・通信傍受法・特定秘密保護法の向かう先 ——

○共謀罪って何?

みなさんは、共謀罪という言葉をお聞きになったことがありますか。

共謀罪は、犯罪をすることを話し合っ「よし、やろう!」と「合意」したことを犯罪として処罰するものです。近代の犯罪について定めた法は、基本的に、一定の行為をした段階で初めて犯罪となるという考えによって作られています。これに対し、共謀罪は、行為の前の段階である「合意」を犯罪とするものですから早期に犯罪を防いでしまおうという特徴をもっているといえます。

○なぜ、今、共謀罪なのか

近時、海外での過激なテロ事件が頻発している、日本でこのようなことが起こってはいけない、何か起こってからでは遅い、共謀罪は必要なのでは?このような議論もあり、今年の国会でこの共謀罪について審議される動きがあります。共謀罪は、実はホットなテーマであるはずなのです。

○心を縛る共謀罪

そんなテーマといわれても、全然知らないし、犯罪とは程遠い、私たちの生活とは関係ないから、知る必要もないのでは?という声が聞こえてくるかもしれません。しかし、私たち全員は、この共謀罪について、よく知り、よく考えなければなりません。なぜなら、共謀罪は、憲法上自由が認められている私たち一人ひとりの思想を、信条を、表現を、ひいては、心を縛るものだからです。

ちょっと考えてみて下さい。共謀罪が成立するための「合意」とは、いったい何でしょうか。「心の中で思って」意思が通じあってもそれは「合意」です。そうすると「あいつらは心の中で悪いことを考えているんじゃないか」といった疑いを他人にもたれるだけで警察の捜査の対象となり、処罰されてしまうことになるのです。そうなると、自分たちが「悪いこと」を考えていると他人に思われまいように思想・信条・表現などを自粛してしまいます。これが、私たちの心を縛るものと言わないで、何というのでしょうか。

○共謀罪と通信傍受法

また、この共謀罪の捜査では「合意」の有無を判断するため日常のやりとり(会話、メール、LINEなど)を調べる必要が極めて強いです。そうすると、私たちの何気ないやりとりであっても共謀罪の捜査のため、より容易に、幅広く、通信や会話の傍受ができるような法律が作られるでしょう。現実には、本年3月に通信傍受の対象犯罪を広げる法律の改正案が閣議決定されています。共謀罪のことも踏まえれば、私たちのプライバシーが、通信の秘密が不当に侵害される方向の話が進んでいることは、間違いありません。

○今、私たちの生活の向かう先について、考える

この集会では、共謀罪、通信傍受法はもちろん、昨今話題となった特定秘密保護法も踏まえ、それぞれの問題点だけでなく、これらがあわさったとき、日本は、私たち一人ひとりの生活はどこに向かっていくのかについて、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。

会場周辺地図とアクセス



【会場】
〒700-8634 岡山市北区柳町2-1-1
山陽新聞社本社ビル1階
さん太ホール

【アクセス】
● JR岡山駅から徒歩15分(市役所筋を南へ下る)
● 路線バス5分(「山陽新聞社前」下車)

公共交通機関をお使い下さい。

【お問い合わせ先】
086-223-4401
(岡山弁護士会)